

平成30年5月24日

各位

会社名 中央化学株式会社
 代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 近藤 康正
 (コード番号 7895)
 問合せ先 経営戦略室 室長代行 松島 洋輔
 役職氏名
 電話 048-540-1215

第三者割当によるA種優先株式の発行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月24日開催の取締役会において、次の①及び②の事項について決議しましたので、お知らせいたします。

- ① 三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）との間で引受契約書（以下「本契約」といいます。）を締結し、第三者割当の方法により総額20億円のA種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。詳細については下記「I. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）。
- ② 平成30年6月28日開催予定の第58回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、A種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。詳細については下記「II. 定款の一部変更について」をご参照ください。）及び本第三者割当増資に係る各議案を付議すること。

なお、本第三者割当増資は、本定時株主総会において、本定款変更及び本第三者割当増資に係る各議案の承認を得られることを条件としております。また、本契約上、三菱商事によるA種優先株式に係る払込みは、これまで通り、金融機関の協調融資等、関係者との今後の当社支援に向けた協力体制が継続されることが条件となっております。

記

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) 払込期日	平成30年7月6日
(2) 発行新株式数	A種優先株式2,000株
(3) 発行価額	1株につき1,000,000円
(4) 調達資金の額	2,000,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割り当てます。 三菱商事株式会社 2,000株
(6) その他	詳細は別紙I「A種優先株式発行要項」をご覧ください。 上記各号については、本定時株主総会において、本定款変更及び本第三者割当増資に係る各議案の承認を得られることを条件としております。また、本契約上、三菱商事によるA種優先株式に係る払込みは、これまで通り、金融機関の協調融資等、関係者との今後の当社支援に向けた協力体制が継続されることが条件となっております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社は1961年に設立以来、食品包装容器のパイオニアとして新たな市場を創出するとともに、高い技術と永年築き上げた顧客基盤等により、業界を牽引し、業界の発展に貢献してまいりました。現在の当社を取り巻く環境としては、日本国内においては人口減少・高齢化等の逆風もあるものの、技術革新やライフスタイルの変化等により食品包装容器市場は着実に伸張しており、今後も緩やかな市場拡大が見込まれます。一方で、競合企業間での競争環境は、一層厳しさを増すことが想定されます。

このような状況の下、当社は、右肩下がりの売上減少を脱し、成長軌道に乗せるべく、全部門が一丸となってマーケットに真摯に向き合う製品開発を行い、付加価値の提案・提供による量的拡大を進めるとともに、各部門における効率化も推進してまいりました。

一方、当社は、フルラインアップ戦略に代表される量的拡大を重視した事業戦略により、リソースが分散し、販売数量の増加が伸び悩んだこと、設備投資の回収を十分に出来なかったこと、付加価値の低い汎用製品の入れ替えが遅れたこと、高コスト構造の変革が遅れたこと等を背景として、平成28年3月期における603百万円の当期純利益の計上から一転して、平成29年3月期には537百万円の純損失を計上しました。さらに、平成30年3月期には当社が保有する工場の一部の固定資産及び情報システムについて2,397百万円の減損損失が発生したこと、国内の構造改革ならびに海外事業での再編費用1,042百万円が発生したこと等も重なり、5,350百万円の純損失を計上するに至りました。

当社は、このような状況を改善すべく、①選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、②生産効率向上を図る生産拠点の見直し、③全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革及び④機能間連携強化を柱とする3ヵ年の中期経営計画を策定しており、当該中期経営計画をもとに、競争力のある企業体質を構築し、安定した収益確保・成長を実現することを目指しております。^{*注1}

もともと、このような構造改革を実現するためには、体制強化の為の費用支出に加え、合理化・効率化投資等が必要であり、中期的な資金調達の余地を確保する必要があります。そのためには、当社の平成30年3月31日時点における純資産2,982百万円を改善し、財務基盤の安定を図る必要があります。そこで、自己資本増強による早期の財務体質改善を図るため、資本性のある資金調達を実施することが必要であると考え、当社の親会社である三菱商事に再建支援を目的としたA種優先株式の引受けについて打診したところ、三菱商事に当社の中長期的な経営方針をご理解いただいたため、三菱商事に対して総額20億円のA種優先株式を発行することを取締役会において決議いたしました。

なお、本第三者割当増資は、本定時株主総会において、本定款変更及び本第三者割当増資に係る各議案の承認を得られることを条件としております。また、本契約上、三菱商事によるA種優先株式に係る払込みは、これまで通り、金融機関の協調融資等、関係者との今後の当社支援に向けた協力体制が継続されることが条件となっております。

なお、取締役竹内修身及び取締役早澤幸雄は三菱商事の従業員を兼務しており、取締役近藤康正は平成30年3月31日まで三菱商事の従業員であったため、公正性及び客観性の確保と利益相反の回避の観点から、本第三者割当増資の審議及び決議にあたり、取締役会決議に加わっておりません。また、監査役鳥居真吾は三菱商事の従業員であり、取締役会審議では監査役として意見は述べておりません。なお、取締役水野和也については平成25年3月27日まで三菱商事の従業員でしたが、退社後5年以上経過していることから、取締役会決議に加わっております。さらに、当社は、支配株主と利害関係のない当社の独立役員である取締役松本吉雄、監査役山口吉一及び監査役中村竜一の3名で構成する第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる、また、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないとの意見書を入手しております。詳細は、下記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」及び「10. 支配株主との取引等に関する事項」をご覧ください。

*注1 中期経営計画概要

①選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）

低採算取引の見直しを行うと共に競争力のある独自素材と高付加価値の機能製品を成長戦略の柱に、リソースの再配分を行い、市場成長を取り込んでいきます。

②生産効率向上を図る生産拠点の見直し

工場の重複機能を見直し、素材・生産品目を集約することで生産効率を最大化し、人件費等の固定費を削減するとともに、工場間の物流費等の費用削減を図っていきます。

③全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革

低採算取引の見直しや業務見直しによる余剰人員の削減等を行います。

④機能間連携強化

従来の5本部を3本部に集約し、責任と権限を集中させることで意思決定のスピードを上げるとともに、組織間の壁により発生していた諸問題を解決するための機能間の連携を強化していきます。

(2) 募集の理由

当社は、既存株主の皆様への影響に配慮した上で、早期の財務体質改善を図るため、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、財務基盤の安定を図る観点から、資本性のある資金調達を実施することによる自己資本増強が必要かつ適切であると考えております。

調達手法に関しては、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く事業環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案すると、当社普通株式の公募増資、株主割当、新株予約権の第三者割当の方法による資金調達では発行予定額の確保に不確実性が残ること、当社普通株式の第三者割当による資金調達の実施は、普通株式の大幅な希薄化を直ちにもたらすことになり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でない判断いたしました。当社としては、普通株式の希薄化を抑制しつつ、中期的に必要な資金を確実に調達し、財務基盤の安定を図るためには種類株式の第三者割当による増資が最善の選択であると判断いたしました。

なお、平成30年3月31日時点で約78億円の単体累積損失がありますが、当社は安定した収益確保・成長を実現することで単体累積損失を5年前後で解消し、本第三者割当増資により発行するA種優先株式について、金銭償還することを目指しております。

A種優先株式の概要

① 優先配当

A種優先株式の優先配当率は、配当基準日が平成33年3月31日までに設定される場合には0%、平成33年4月1日以降に設定される場合には事業年度毎に、原則として日本円TIBOR（6か月物）+2.0%に設定されており、A種優先株主は普通株主に先立って配当を受けることができます。ある事業年度において、A種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します（以下、当該不足額を「A種累積未払配当金」といいます。）。A種優先株主は、当該優先配当を超えて、当社の剰余金の配当を受けることはできません。

② 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種優先株主は、平成33年3月31日以降、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができます。

A種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、(i) 払込金額である1,000,000円に次の償還係数を乗じて得られる額に、(ii) A種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額（償還請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、当該償還請求日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から当該償還請求日（同日を含みます。）までの日数で日割計算することにより得られた優先配当金の額をいいます。以下同じです。）を加えた額となります。

平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで	110%
平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで	120%
平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで	130%
平成36年4月1日以降	140%

③ 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 33 年 3 月 31 日以降いつでも、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」といいます。）が到来することをもって、A 種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

A 種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、（i）払込金額である 1,000,000 円に次の強制償還係数を乗じて得られる額に、（ii）A 種累積未払配当金相当額及び A 種経過未払配当金相当額（強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、当該強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から当該強制償還日（同日を含みます。）までの日数で日割計算することにより得られた優先配当金の額をいいます。以下同じです。）を加えた額となります。

平成 33 年 3 月 31 日以降平成 34 年 3 月 31 日まで	110%
平成 34 年 4 月 1 日以降平成 35 年 3 月 31 日まで	120%
平成 35 年 4 月 1 日以降平成 36 年 3 月 31 日まで	130%
平成 36 年 4 月 1 日以降	140%

④ 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A 種優先株主は、平成 33 年 4 月 1 日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、当社普通株式の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができます（以下、当該請求を「転換請求」といいます。）。転換請求がなされた場合、当社は、A 種優先株主に対して、転換請求に係る A 種優先株式の数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額である 1,000,000 円を乗じて得られる額を転換価額で除した数の当社普通株式を交付します（当該株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第 3 項に従い金銭を交付します。）。

転換請求がなされた場合の当初の転換価額（以下「当初転換価額」といいます。）は、375.9 円です。当初転換価額は、本日に先立つ連続する 30 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、終値が発表されない日を含みません。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入します。）に相当する額です。また、当該転換価額は、平成 33 年 4 月 1 日以降毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日（以下「転換価額修正日」といいます。）に、各転換価額修正日に先立つ 30 取引日の東証終値の平均値の 95%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入します。）に修正する（以下、係る修正後の転換価額を「修正後転換価額」といいます。）ものとしますが、修正後転換価額が当初転換価額の 50%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入します。）（以下「下限転換価額」といいます。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、また、修正後転換価額が当初転換価額の 150%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入します。）（以下「上限転換価額」といいます。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とします。

⑤ 議決権及び譲渡制限

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しないこととされており、また、A 種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければなりません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,000,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	14,000,000 円
③ 差引手取概算額	1,986,000,000 円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、登記関係費用、弁護士費用及び価値算定費用等であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	生産設備の移転費用、設備・金型の改修費用等	700	平成 30 年 7 月～平成 33 年 3 月
②	老朽化設備の更新投資等、合理化効率化に資する設備投資等	1,286	平成 30 年 7 月～平成 33 年 3 月

※1 調達資金は実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

※2 当社は再建に向けた構造改革の一環として、昨年度より生産効率向上を図る生産拠点の見直しや中国事業再編を進めております。調達した資金は①工場間の製品集約に伴う生産設備の移転費用、設備投資・金型の改修費用等に加え、②再編後の工場の生産効率改善の為に老朽化設備の更新投資等、合理化・効率化に資する設備投資等に充当する予定です。具体的には、①については、拡張性が無く生産効率の低い鴻巣工場閉鎖、鹿島工場の生産ラインの移管を中心とした全国各工場の生産する製品構成見直しに伴う設備移転費用、成形機導入、押出機・金型の改造費用等に充当致します。また、②については、人海戦術に頼っている現場のロボット導入による省人化や生産性向上、省エネ化を推進する投資、新素材等の開発費用等に充当する予定です。

また、北京雁栖中央化学有限公司の持分譲渡代金の入金が遅れた場合や金融機関からの資金調達のタイミングによっては、一時的に運転資金として充当する可能性もありますが、同入金があり次第①②の資金として充当いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達する資金については、上記「I. 本第三者割当増資について」に記載のとおり、①選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、②生産効率向上を図る生産拠点の見直し、③全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革及び④機能間連携強化を柱とする中期経営計画の実行を担保するために必要不可欠であり、本第三者割当増資がより一層の企業価値向上に寄与するものと考えており、本件の資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A 種優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び三菱商事から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対して A 種優先株式の価値算定を依頼し、A 種優先株式の価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。プルータスは、当社が平成 34 年 3 月期から平成 37 年 3 月期までの間、毎年三菱商事に対して優先配当金の支払を行うこと及び平成 37 年 3 月 31 日に三菱商事に対して全ての A 種優先株式を金銭償還することを前提にディスカунテッド・キャッシュフロー法 (DCF 法) を用いて A 種優先株式の公正価値を算定しております。本算定書においては、A 種優先株式の公正価値は、1 株当たり 910,047 円～1,023,803 円とされております。

当社は、上記算定結果も踏まえて三菱商事との間で、既存株主の皆様に対し希薄化の影響を避けるべく強制償還の権利確保ならびに金銭を対価とする取得請求権の価格等について交渉を重ねた結果、1 株当たりの払込金額を公正価値の上限に近い 1,000,000 円と決定いたしました。

当社は、当社及び三菱商事から独立した第三者算定機関であるプルータスによる本算定書における上記算定結果や種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境ならびに財政状態及び経営成績を考慮

した上で三菱商事との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、A 種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A 種優先株式の払込金額が三菱商事に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第 199 条第 2 項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として A 種優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A 種優先株式を 2,000 株発行することにより、総額 20 億円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、A 種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A 種優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、A 種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

A 種優先株式の当初転換価額は 375.9 円であり、当初転換価額をもって普通株式に転換されると仮定した場合、A 種優先株式は議決権数 53,205 個の普通株式に転換されることとなり、平成 30 年 3 月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 201,482 個に対する割合は約 26.4%となります。また、A 種優先株式は転換価額修正日において、転換価額の修正が行われる可能性があるところ、下限転換価額である当初転換価額の 50%に相当する額をもって普通株式に転換されると仮定した場合、A 種優先株式は議決権数 106,382 個の普通株式に転換されることとなり、平成 30 年 3 月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 201,482 個に対する割合は約 52.8%となります。

このように普通株式を対価とする A 種優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、最大で約 52.8%の当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が当社の財務体質の安定に資するほか、②A 種優先株式の内容として、平成 33 年 4 月 1 日が到来するまでは三菱商事が普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避できること等の方策を講じております。このような観点から、当社としては、本第三者割当増資により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

①	名 称	三菱商事株式会社 ^{*注1}
②	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 垣内 威彦
④	事 業 内 容	国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開
⑤	資 本 金	204,446 百万円
⑥	設 立 年 月 日	昭和 25 年 4 月 1 日
⑦	発 行 済 株 式 数	1,590,076,851 株

⑧	決 算 期	3月		
⑨	従 業 員 数	連結 77,476 人		
⑩	主 要 取 引 先	国内外の法人		
⑪	主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行		
⑫	大株主及び持株比率 (平成30年3月31日現在) *注2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8.28%	
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.32%	
		東京海上日動火災保険株式会社	4.69%	
		明治安田生命保険相互会社	4.08%	
		いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	2.29%	
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	2.03%	
		STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1.73%	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1.66%	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.40%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 1)	1.23%			
⑬	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	三菱商事は、平成30年3月31日現在、当社普通株式 11,207,700 株を保有しております。		
	人 的 関 係	三菱商事の従業員3名が当社の取締役を、三菱商事の従業員1名が当社の監査役を、それぞれ兼務しております。 また、平成30年3月31日現在、三菱商事から当社へ12名の従業員が出向しております。		
	取 引 関 係	当社は三菱商事から原材料等の仕入れを行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三菱商事は、当社の親会社であり、関連当事者に該当します。		
⑭	最近3年間の財政状態及び経営成績 (連結、国際会計基準)			
	決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
	当社の所有者に帰属する 持 分	4,592,516 百万円	4,917,247 百万円	5,332,427 百万円
	総 資 産	14,916,256 百万円	15,753,557 百万円	16,036,989 百万円
	1株当たり当社所有者帰属 持 分	2,898.23 円	3,101.43 円	3,362.34 円
	収 益	6,925,582 百万円	6,425,761 百万円	7,567,394 百万円
	当期純利益 (純損失) (当社の所有者に帰属)	△149,395 百万円	440,293 百万円	560,173 百万円
	基本的1株当たり当期 純利益 (純損失) (当社の所有者に帰属)	△93.68 円	277.79 円	353.27 円
	1株当たり配当金	50.00 円	80.00 円	110.00 円

注1) 三菱商事は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、三菱商事が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページに

て確認することにより、三菱商事又は同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと当社は判断しております。

注2) 大株主の持分比率は自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、当社は当社のおかれた環境と課題、再建に向けた中長期的な経営方針をご理解いただけること、事業でのシナジー効果が期待できることを本第三者割当増資の条件として候補先を選定し、事業計画・内容に対する理解が深く、事業・人的支援を含めた総合的なシナジー効果が最も期待される三菱商事を割当予定先といたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、三菱商事から基本的にA種優先株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする取得請求権が付されていますが、三菱商事による金銭を対価とする取得請求権の行使は、平成33年3月31日以降に可能となり、また、普通株式を対価とする取得請求権の行使は、平成33年4月1日以降に可能となります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

三菱商事が平成30年5月8日付で公表した「平成30年3月期決算短信〔IFRS〕(連結)」に係る連結財務諸表に記載の連結収益、連結税引前利益、連結資本及び現預金の額等の状況を確認した結果、三菱商事が本第三者割当増資の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成30年3月31日現在)	募集後
三菱商事株式会社	55.62%
東日本CT共栄会	5.10%
三菱商事パッケージング株式会社	4.96%
西日本CT共栄会	3.35%
三菱ケミカル株式会社	3.28%
株式会社JSP	3.10%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.56%
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1.83%
青木 達也	1.30%
PSジャパン株式会社	1.17%

※1. 上表における持株比率は、平成30年3月末日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を切り捨てて算出しております。

2. A種優先株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、A種優先株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては計算に含めておらず、募集後の大株主及び持株比率については表示しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資による業績への影響については精査中であり、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達には、希薄化率が25%以上になることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本定時株主総会において承認を得る予定です。

また、支配株主と利害関係のない当社の独立役員である取締役松本吉雄、監査役山口吉一及び監査役中村竜一の3名で構成する本委員会を設置し、①本第三者割当増資の必要性及び相当性、ならびに、②本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。当社は、本委員会に対して、当社の概要及び現状における財政状態や経営成績、金融機関との取引状況、調達の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の用途及び支出予定時期、割当先の選定理由、希薄化の規模、今後の業績への影響の見通しならびにその他必要と思われる事項と、本委員会からの質問事項に対して可能な限り詳細に説明を行い、本委員会はこれを踏まえて慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当社は本委員会から、次に掲げる理由により、本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められ、また、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないとの意見書を平成30年5月23日付で入手しております。

当該意見の理由は以下のとおりであります。

<本委員会による意見の理由>

(1) 資金調達の必要性

食品包装容器市場では、近時、競合企業間での競争が激化している上、当社では旧来の高コスト構造の変革が遅れるなどしたことから、当社は、平成30年3月期には5,350百万円の純損失を計上するに至っている。そのような状況を打開すべく、当社は、①選択と集中（製品ポートフォリオ再構築）、②生産効率向上を図る生産拠点の見直し、③全社的な生産性の大幅改善を実現するオペレーション改革及び④機能間連携強化を柱とする中期経営計画を策定し、収益構造の改善を目指している。その実行のために財務基盤の安定は急務であり、また資金の具体的な用途として想定されている、(a)生産設備の移転費用、設備・金型の改修費用等、(b)老朽化設備の更新投資等、合理化効率化に資する設備投資等は、いずれも当社の企業価値の向上のために不可欠であると考えます。

したがって、当社には資金調達の必要性が認められる。

(2) 他の手法との比較における本第三者割当増資の相当性

現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く事業環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案すると、一般的な借入れ、当社普通株式の公募増資、株主割当、新株予約権の第三者割当の方法は、調達金額の確実性、資金調達の実現可能性及び迅速性の点から適切とはいえない。また、当社普通株式の第三者割当による資金調達の実施は、普通株式の希薄化を直ちに招来することになり、既存株主の株式価値を損ないかねず、借入れや社債による資金調達は、自己資本増強による財務基盤の安定という観点からは適切でない。普通株式の希薄化を抑制しつつ、中期的に必要な資金を確実に調達し、財務基盤の安定を図るためには、優先株式の第三者割当による増資という方法を選択することは相当であると考えます。

(3) 発行条件の相当性

当社から独立した第三者算定機関であるプルータス作成の本算定書によれば、A種優先株式の株式価値は1株当たり910,047円～1,023,803円と算定されている。本算定書は、DCF法を用いながら、当社の財務状態やA種優先株式の発行条件等を総合的かつ中立的に勘案して株式価値を算定しており、その算定方法は合理的であると考えます。本第三者割当増資における1株当たりの発行価額である1,000,000円は、本算定書における理論価値のむしろ上限に近い額であり、本第三者割当増資は有利発行には該当しないと考える。

また、A種優先株式における優先配当条項、償還条項、転換条項及び議決権制限条項等その他の発行条件についても、本第三者割当増資の実施により期待される当社の収益力・財務状況の向上や既存株主に及ぼす影響等の観点から合理的なものと考えます。

(4) 既存株主への影響

A種優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権が付与されていることから、同請求権の行使によって普通株式の希薄化が生じる可能性がある。もっとも、本第三者割当増資による自己資本の増強は当社の財務体質の安定に資するものであり、ひいては企業価値・株式価値が向上することが期待される。また、三菱商事は、平成33年4月1日が到来するまで普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避する措置が講じられている。

以上のことからすれば、本第三者割当増資により生じ得る希薄化は合理的な範囲内にあると考えられる。

(5) 少数株主にとっての不利益の有無

本第三者割当増資によって企業価値・株式価値の向上が期待できること、発行価額その他発行条件が相当であること、取締役会決議における利益相反回避措置が講じられること、株式希薄化が合理的な範囲内であること等を総合的に検討すれば、本第三者割当増資は少数株主にとって不利益ではないと考える。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当します。平成29年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社議決権の55.62%を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。同社とは当社における原材料の仕入先として商取引関係がありますが、取引条件等についても市場価格等を勘案し、当社独自の判断に基づき、合理的かつ適切と考える決定をしており、支配株主との取引が少数株主の権利を害することのないように努めております。」

当社は、本第三者割当増資を決定するにあたり、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の措置を講じていることなどから、本第三者割当増資の決定は上記の指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

取締役竹内修身及び取締役早澤幸雄は三菱商事の従業員を兼務しており、取締役近藤康正は平成30年3月31日まで三菱商事の従業員であったことから、公正性及び客観性の確保と利益相反の回避の観点ため、本第三者割当増資の審議及び決議にあたり、取締役会決議に加わっておりません。また、監査役鳥居真吾は三菱商事の従業員であり、取締役会審議では監査役として意見は述べておりません。尚、取締役水野和也については平成25年3月27日まで三菱商事の従業員でしたが、退社後5年以上経過していることから、取締役会決議に加わっております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、当社は、支配株主と利害関係のない本委員会を設置し、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。当該意見の概要は、上記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」をご参照ください。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結売上高	59,397百万円	58,240百万円	57,774百万円
連結営業利益	800百万円	290百万円	△1,721百万円
連結経常利益	602百万円	△179百万円	△1,797百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	603百万円	△537百万円	△5,350百万円
1株当たり連結当期純利益	29.97円	△26.66円	△265.57円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	421.99円	397.50円	148.03万円

(注) △は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	21,040,000株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始値	438円	510円	418円
高値	550円	510円	480円
安値	413円	406円	357円
終値	507円	413円	381円

②最近6か月間の状況

	平成29年 12月	平成30年 1月	平成30年 2月	平成30年 3月	平成30年 4月	平成30年 5月
始値	400円	395円	390円	380円	381円	372円
高値	410円	395円	390円	384円	381円	400円
安値	378円	381円	357円	368円	357円	368円
終値	389円	387円	380円	381円	373円	393円

※平成30年5月の株価については、同月23日までの状況であります。

③発行決議日前営業日株価

	平成30年5月23日
始値	388円
高値	393円
安値	388円
終値	393円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

12. 発行要項

別紙Ⅰ「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

Ⅱ. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

本第三者割当増資を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定の新設等を行うものです。

なお、この定款変更については、本定時株主総会において必要な承認が得られることを条件とします。

2. 定款変更の内容

別紙Ⅱ「定款変更の内容」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

平成30年5月24日(木)	本定款変更に係る議案を目的事項とする本定時株主総会の招集に係る取締役会決議
平成30年6月28日(木)	本定時株主総会決議(予定) 本定款変更の効力発生日(予定)

A 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類 中央化学株式会社 A 種優先株式
2. 募集株式数 2,000 株
3. 払込金額 1 株につき 1,000,000 円
4. 払込金額の総額 2,000,000,000 円
5. 増加する資本金 資本金 1,000,000,000 円 (1 株につき、500,000 円)
および資本準備金 資本準備金 1,000,000,000 円 (1 株につき、500,000 円)
金に関する事項
6. 申込期日 平成 30 年 7 月 6 日
7. 払込期日 平成 30 年 7 月 6 日
8. 割当の方法 第三者割当 (三菱商事株式会社に全株を割り当てる。)
9. 優先配当金
 - (1) A 種優先配当金 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日 (以下「**配当基準日**」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「**A 種優先株主**」という。)または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「**A 種優先登録株式質権者**」という。)に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主 (以下「**普通株主**」という。)および普通株式の登録株式質権者 (以下「**普通登録株式質権者**」という。)に先立ち、A 種優先株式 1 株につき下記 (2) に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「**A 種優先配当金**」という。)を行う。
 - (2) A 種優先配当金の額 (a) A 種優先株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日 (ただし、配当基準日が平成 31 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日) (同日を含む。)から配当基準日 (同日を含む。)までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日) として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日として A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A 種優先株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先株式 1 株当たりの A 種優先配当金 (ただし、下記 (b) に従って A 種優先配当金を計算したときは、本 (a) に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする (A 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。)

<算式>

$$A \text{ 種優先配当金} = 1,000,000 \text{ 円} \times A \text{ 種優先配当年率}$$

<A種優先配当年率>

平成33年3月31日までの日を配当 0%

基準日とする場合

平成33年4月1日以降の日を配当基準日とする場合 日本円 TIBOR (6ヶ月物) +2.0%

日本円 TIBOR (6ヶ月物) とは、配当基準日が属する事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日である場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）が公表されていない場合は、日本円 TIBOR (6ヶ月物) は、東京インターバンク市場における6ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を指すものとする。

(b) 上記(a)にかかわらず、配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種優先株式（当社が保有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 累積条項

当社は、ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

10. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、1,000,000円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を上記9.(2)の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

11. **議決権** A種優先株主およびA種優先登録株式質権者は、株主総会において議決権を有しない。当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
12. **現金対価の取得請求権(償還請求権)**
- (1) **償還請求権の内容** A種優先株主は、平成33年3月31日以降、いつでも、当社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「**償還請求**」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「**償還請求日**」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) **償還価額** A種優先株式1株当たりの償還価額は、1,000,000円に下記に定める償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記10.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「**残余財産分配日**」を「**償還請求日**」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。
- 「**償還係数**」とは、償還請求日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。
- | | |
|--------------------------|------|
| 平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで | 110% |
| 平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで | 120% |
| 平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで | 130% |
| 平成36年4月1日以降 | 140% |
- (3) **償還請求受付場所** 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (4) **償還請求の効力発生** 償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
13. **現金対価の取得条項(強制償還条項)**
- (1) **強制償還の内容** 当社は、平成33年3月31日以降、当社の取締役会が別途定める日(以下「**強制償還日**」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) **強制償還価額** A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、1,000,000円に下記に

定める強制償還係数を乗じて算出される金額に A 種累積未払配当金相当額および A 種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記 10. に定める A 種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A 種経過未払配当金相当額を計算する。

「強制償還係数」とは、強制償還日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成 33 年 3 月 31 日以降平成 34 年 3 月 31 日まで	110%
平成 34 年 4 月 1 日以降平成 35 年 3 月 31 日まで	120%
平成 35 年 4 月 1 日以降平成 36 年 3 月 31 日まで	130%
平成 36 年 4 月 1 日以降	140%

14. 普通株式対価の取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容 A 種優先株主は、平成 33 年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、下記(5)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有する A 種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができる。

(2) 当初転換価額 当初転換価額は、375.9 円とする。

(3) 転換価額の修正 転換価額は、平成 33 年 4 月 1 日以降毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ連続する 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の平均値の 95%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の転換価額を「修正後転換価額」という。）、修正後転換価額は同日より適用される。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の 50%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「下限転換価額」といい、下記(4)を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、また、修正後転換価額が当初転換価額の 150%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「上限転換価額」といい、下記(4)を準用して調整される。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、終値が発表されない日を含まない（以下同様）。

(4) 転換価額の調整 (a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「**転換価額調整式**」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「**株主割当日**」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{（既発行株式数 - 自己株式数）} + \text{新発行株式数}}$$

④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償

割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による転換価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通

知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の当会社の東証終値の平均値とする。

(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (5) 取得と引換えに交付すべき普通株式数 A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付すべき普通} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\text{転換請求に係るA種優先株式の数に1,000,000を乗じ} \\ \text{て得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- (6) 転換請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

- (7) 転換請求の効力発生 転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(6)に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

15. 株式併合または分割、募集株式の割当て等 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

16. 譲渡制限 A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

以上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 ～ 第4条 (条文の記載省略)	第1条 ～ 第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は <u>40,002,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>40,000,000株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>2,000株</u> とする。
第6条 (条文の記載省略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。	第7条 当社の <u>普通株式</u> の1単元の株式数は <u>100株</u> とし、 <u>A種優先株式</u> の1単元の株式数は <u>1株</u> とする。
第8条 ～ 第11条 (条文の記載省略)	第8条 ～ 第11条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	第2章の2 A種優先株式
	(剰余金の配当)
	第11条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「 <u>配当基準日</u> 」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「 <u>A種優先株主</u> 」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「 <u>A種優先登録株式質権者</u> 」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「 <u>普通株主</u> 」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「 <u>普通登録株式質権者</u> 」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「 <u>A種優先配当金</u> 」という。）を行う。
	2 (1) A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の

初日（ただし、配当基準日が平成31年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金（ただし、第（2）号に従ってA種優先配当金を計算したときは、本号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）。

<算式>

A種優先配当金 = 1,000,000円 × A種優先配当年率

<A種優先配当年率>

平成33年3月31日までの日を配当基準日とする場合 0%

平成33年4月1日以降の日を配当基準日とする場合 日本円TIBOR（6ヶ月物）+ 2.0%

日本円TIBOR（6ヶ月物）とは、配当基準日が属する事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日である場合はその直後の営業日）

（以下「A種優先配当年率決定日」という。）における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が公表されていない場合は、日本円TIBOR（6ヶ月物）は、東京インターバンク市場における6ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を指すものとする。

（2）前号の規定にかかわらず、配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種優先株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、前号に従って計

算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種優先株式（当社が保有するものを除く。以下本号において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

3 当社は、ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。

4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(新 設)

(残余財産の分配)

第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、1,000,000円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を第11条の2第2項に定める算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

(新 設)

(議決権)

第11条の4 A種優先株主およびA種優先登録株式質権者は、株主総会において議決権を有しない。

(新 設)

(譲渡制限)

第11条の5 A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(新 設)

(現金対価の取得請求権 (償還請求権))

第11条の6 A種優先株主は、平成33年3月31日以降、いつでも、当社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求 (以下「償還請求」という。) することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日 (以下「償還請求日」という。) における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、1,000,000円に下記に定める償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第11条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。「償還係数」とは、償還請求日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するかこの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成33年3月31日以降平 110%

成34年3月31日まで

平成34年4月1日以降平成 120%

35年3月31日まで

平成35年4月1日以降平成 130%

36年3月31日まで

平成36年4月1日以降 140%

(新 設)

(現金対価の取得条項 (強制償還))

第11条の7 当社は、平成33年3月31日以降、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者

に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、1,000,000円に下記に定める強制償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第11条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

「強制償還係数」とは、強制償還日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するか¹の区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成33年3月31日以降	110%
平成34年3月31日まで	
平成34年4月1日以降	120%
平成35年3月31日まで	
平成35年4月1日以降	130%
平成36年3月31日まで	
平成36年4月1日以降	140%

(普通株式対価取得請求権(転換請求権))

第11条の8 A種優先株主は、平成33年4月1日以降いつでも、当会社に対し、第5項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下「転換請求」という。)ができる。

2 当初転換価額は、375.9円とする。

3 転換価額は、平成33年4月1日以降毎年4月1日及び10月1日(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」という。)の平均値の95%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正される(以下、かかる修正後の転換価額を「修正後転換価額」という。)、修正後転換価額は同日より適用される。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入

(新 設)

する。) (以下「下限転換価額」といい、第4項を準用して調整される。) を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、また、修正後転換価額が当初転換価額の150%に相当する金額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) (以下「上限転換価額」といい、第4項を準用して調整される。) を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、終値が発表されない日を含まない (以下同じ)。

4 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③下記(4)に定める普通株式1株当たりの時

価を下回る払込金額をもって普通株式を発行
または当社が保有する普通株式を処分する
場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付
と引換えに取得される株式もしくは新株予約
権（新株予約権付社債に付されたものを含む。
以下本項において同じ。）の取得による場合、
普通株式を目的とする新株予約権の行使による
場合または合併、株式交換もしくは会社分割
により普通株式を交付する場合を除く。）、次の
算式（以下「転換価額調整式」という。）により
転換価額を調整する。転換価額調整式における
「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産
を出資の目的とする場合には、当該財産の適正
な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日
（払込期間を定めた場合には当該払込期間の
最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係
る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株
主割当日」という。）の翌日以降これを適用す
る。なお、当社が保有する普通株式を処分す
る場合には、次の算式における「新発行株式数」
は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自
己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後転換価額} \\
 \text{調整前転換価額} \\
 \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{（既発行株式数）} + \text{新発行株式数}}{\text{（既発行株式数）} - \text{自己株式数}}
 \end{array}$$

1株当たりの払込金額
 時価

④ 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記（4）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④にお

いて同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(4)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得

されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による転換価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(2) 上記(1)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(4) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の当会社の東証終値の平均値とする。

(5) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(5)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5 A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換 えに交付す べき普通株 式数

転換請求に係るA種優先株 式の数に1,000,00 0円を乗じて得られる額

＝

転換価額

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(新 設)

第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

第3章 株主総会

第12条
～
第18条

(条文の記載省略)

第3章 株主総会

第12条
～
第18条

(現行どおり)

(新 設)

(種類株主総会)

第18条の2 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 第12条後段、第13条、第14条第1項、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

第19条
～
第32条

(条文の記載省略)

第4章 取締役および取締役会

第19条
～
第32条

(現行どおり)

第5章 監査役および監査役会

第33条
～
第44条

(条文の記載省略)

第5章 監査役および監査役会

第33条
～
第44条

(現行どおり)

<p>第45条 ～ 第49条</p> <p>第6章 会計監査人 (条文の記載省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第50条 ～ 第52条</p> <p>附 則 (条文の記載省略)</p>	<p>第45条 ～ 第49条</p> <p>第6章 会計監査人 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第50条 ～ 第52条</p> <p>附 則 (現行どおり)</p>
--	--